



南アルプス市

2010年1月

はじめに

本行動計画は、平成20年11月に作成した「みんなでまちづくり（協働）行動計画」の素案を基に、平成20年度から21年度にかけて「みんなでまちづくり推進会議」や「市民協働推進本部」に諮って協議・検討していただき、この程「みんなでまちづくり（協働）行動計画」として作成されたものです。

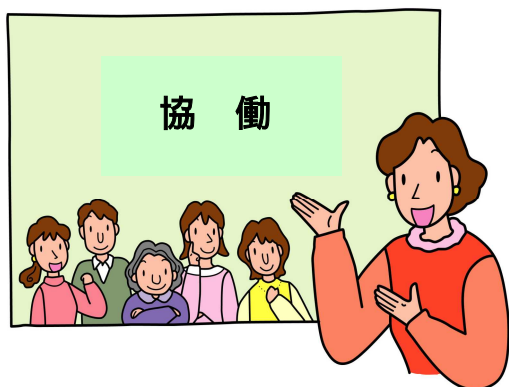
この行動計画では「協働のまちづくり基本方針」に掲げられた施策を具体的にどのように進めていくのかが記載されています。

例えば、推進体制として市民の代表である「みんなでまちづくり推進会議」と市役所サイドの「市民協働推進本部」の役割や機能などを明確にし、又、協働事業の仕組みづくりとして提案制度や公募制度などをどのように進めていくのか、あるいは市民活動センターを拠点として市民活動をより活発にしたり、協働をどのように市民等に知らせていくのかが具体的に示されています。

これからは本市においても、市民だけでは解決できない課題、行政だけでは解決できない課題がますます増えてくることが予想されます。市民と行政の協働のまちづくりは、このような問題を解決するための重要な施策の一つとして位置付けられています。

協働のまちづくりを進めていくには、市民と行政が相互の役割を十分認識し、何よりもお互いを信頼し、対等な立場で事業を進めていくことが極めて重要です。

本行動計画に示された施策を一つひとつ実行していくことにより、市民と行政の信頼関係が一層深まり、南アルプス市が「市民主体の住み良いまちづくり」に進んでいくことが大いに期待されます。



平成22年1月

目 次

行動計画の目的等	1
(1) 協働のまちづくりの推進体制をつくる	5
協働推進のための市民会議を設置する	5
市役所内に協働推進の組織を設置する	6
協働推進のための拠点を整える	9
協働推進専門員の育成と配置	11
(2) 協働の考え方を広く知らせる	13
ハンドブックや広報紙等の作成と配布	13
インターネットを利用した情報発信と双方向のやりとり	15
協働の普及のためイベントの開催	16
市職員向けの研修会の開催	17
(3) 市民活動をより活発にする施策	19
市民活動団体を支援する組織の立ち上げ	19
市民活動団体のネットワーク化	20
さまざまな市民の交流と参加機会の増加	22
経済的支援のための市民ファンドの検討	24

(4) 協働事業を行いやすくする仕組み 28

 協働事業の公募制度・提案制度の導入 28

 条例制定に向けて 34

 終わりに 34

 フローチャート 35

 協働推進体制・施策等のタイムスケジュールの概要 . . 36

参考資料

南アルプス市みんなでまちづくり推進会議設置要綱 . . 37

南アルプス市みんなでまちづくり推進会議委員名簿 . . 39

南アルプス市市民協働推進本部設置要綱 40

南アルプス市市民協働推進本部名簿 42

南アルプス市庁内協働検討会議規程 43

南アルプス市庁内協働検討会議委員等名簿 44

行動計画の目的等

南アルプス市が目指す姿

南アルプス市は、市民一人ひとりが幸せに暮らすため自らが地域づくり・まちづくりを担う市民主体のまちづくり、すなわち市民自治を目指しています。

先行き不透明な社会情勢や厳しい市の財政状況を考えると、これまでのように行政に任せておけば住民サービスは充実し不安もなくまちづくりが進んでいくと楽観視することは困難になってきました。今後は地方自治の原則に立ち返り、主人公である住民自らの判断により大事な決断と実行が求められます。南アルプス市が目指す姿は、「ここに住んで本当に良かった」と実感できるまちにしていくことです。このことを実現するためには、市民、NPO法人、地域の団体、企業、行政が心をついにし、互いにパートナーとして認め合い、それぞれが持つ役割を認識しながら、協働を実践していくことが必要です。

【第1次南アルプス市総合計画（アルプスプラン2005） 第6章 実現に向けた役割分担より抜粋】

行動計画の目的と今後の方向

南アルプス市「みんなでまちづくり（協働）行動計画」は、「協働のまちづくり基本方針」で示された「4協働のまちづくりの推進に向けて」の基本的方向性の中で述べられた4つの施策（**協働のまちづくりの推進体制をつくる** **協働の考え方を広く知らせる** **市民活動をより活発にする** **協働事業を行いやすくする仕組みをつくる**）をどのように進めていくか具体的に示すことを目的としています。

今後は、南アルプス市「協働のまちづくり基本方針」並びに「みんなでまちづくり（協働）行動計画」に基づき、順次、計画的に協働のまちづくりの推進体制の整備、施策、事業等を着実に進めていきます。なお、基本方針で示されている協働の推進組織となる「みんなでまちづくり推進会議」と「市民協働推進本部」の設置、NPOなどの市民活動団体や自治会、事業者等と市役所との協働を行いやすくするための仕組みとして協働事業の「公募制度」や「提案制度」については、基本方針の理念を基に、既に実施をされています。

これまでの主な取り組み

平成18年 6月 市民で構成するみんなでまちづくり推進会議を設置し

平成19年 4月	「市民と行政の協働の基本指針」作成作業に入る。
平成19年 10月	みんなでまちづくり推進会議が作成した「市民活動推進のための基本指針」を市へ提言する。
平成20年 1月	基本指針を受け、庁内検討部会、パブリックコメントを経て「南アルプス市協働のまちづくり基本方針」を策定する。
平成20年 6月	平成19年度職員研修会を開催する。
平成20年 11月	「協働のまちづくり行動計画(素案)」作成のため庁内協働検討会議(ワーキンググループ)を設置し、ワーキングを開始する。
平成20年 12月	庁内協働検討会議において行動計画(素案)を作成する。
平成21年 2月	南アルプス市市民協働推進本部を設置する。第1回会議を開催し、基本方針、行動計画(素案)等について説明する。
平成21年 4月	平成20年度職員研修会を開催する。
平成21年 5月	平成21年度第1回市民協働推進本部及び協働推進検討部会を開催する。(行動計画、公募・提案制度等の協議)6月からの公募・提案制度が承認・決定される。
平成21年 6月 15日~8月31日	南アルプス市みんなでまちづくり推進会議委員委嘱と第1回会議を開催する。(行動計画、公募・提案制度等の協議)6月からの公募・提案制度が承認・決定される。
平成21年 9月	公募・提案事業の募集を開始する。その結果、公募事業1件、提案事業4件の応募がある。
平成21年 10月	第2回南アルプス市みんなでまちづくり推進会議を開催する。(公募・提案事業案件審査、行動計画等の協議)
平成21年 11月	協働事業審査会(公開プレゼンテーション)を開催する。その結果、公募事業1件、提案事業3件が選考される。
平成21年 11月	第2回市民協働推進本部を開催し、公募事業1件、提案事業3件が協働事業として決定される。

平成 21 年 12 月 第 3 回南アルプス市みんなでまちづくり推進会議を開催する。(公募・提案事業の選定結果報告、行動計画と市民用ハンドブックを最終協議し承認される。)

平成 22 年 1 月 第 3 回市民協働推進本部を開催する。(行動計画の素案を最終協議し承認される。)

協働とは

市民と行政が信頼関係に基づき対等な関係でお互いの立場を理解・尊重し、適切な役割分担のもとに、連携・協力し活動していくことを「市民と行政の協働」と言います。

なぜ今 協働のまちづくりなんですか

南アルプス市では少子高齢化、情報化、国際化等が進み、又、環境問題や経済の低迷等も続いています。急速な社会情勢の変化の中で、まちづくり(住民サービス)の課題も複雑化、専門化及びグローバル化してきており、そこでは高度な問題解決能力や調整能力等が求められ、市役所だけでは解決できない困難な問題が増えてきています。

一方、市民生活が多様化している中で市内においては地域課題を主体的に解決していこうとする NPO などの市民活動団体が増えてきています。このような情勢下で、本市においては地域課題等の解決のため市民と市役所が良きパートナーとして明確な役割分担のもと連携・協力していく「市民と行政の協働のまちづくり」が求められてきています。

又、本市の総合計画(アルプスプラン 2005)の政策(市民参加システムの構築)の中でも、市民参画、協働の市政運営を推進し、市民が市政に幅広く参画できる仕組みをつくる必要があり、「市民と協働によるまちづくり」を進めていくことが示されています。

協働の意義は 又どんな効果がありますか

市民と行政の協働の意義は、地域課題を主体的に解決していくことで市民自治社会へと繋がっていくこと。お互いの相乗効果で生まれる新しくより質の高い多種多様な公共サービスの提供等が期待できること等があげられます。

更に、主に次のような効果が期待されます。

相互に長所・短所を補い合うことにより効果的・効率的な事業が実施可能
共に汗をかくことにより市民と市役所の信頼関係を築くことができる。
問題解決のための役割分担を明確化することにより自己責任・自己決定能力の強化が図られる。
団体間の様々なネットワークが形成され、課題解決に向けての市民の潜在能力の活性化が図られる。
主体的に問題解決をはかり、行動する市役所職員や市民を育成できる。

市民とは

本計画で市民とは次の から までを言います。

市民

市内に住所を有する個人、又は通勤・通学する個人

市民活動団体

市民が自主的に行う営利のみを目的としない公益性のある活動を行う団体（NPO 法人、ボランティア団体等）、自治会及び地域コミュニティ活動団体（一定の地域に住む人たちが、連帯意識の元に自分たちの住環境等の向上のため結成された団体等）

事業者

市内に事業所を有する法人又は個人



(1) 協働のまちづくりの推進体制をつくる

協働推進のための「市民会議」を設置する

「南アルプス市みんなでまちづくり推進会議」の設置計画案

協働のまちづくり基本方針では、「市民が主体となって協働を推進するために市民会議（仮称）を設置します。この市民会議は行政と連携し協働のまちづくりのけん引役として期待されます。」と述べられています。この「市民会議」は、新たに立ち上げるのではなく平成18年6月に「市民活動と行政の協働のための基本指針」を策定するために設置された「南アルプス市みんなでまちづくり推進会議」を再編してスタートすることが最適な方法です。

市民サイドの「市民会議」と後述する行政サイドの「市民協働推進本部」は市民と行政の協働の推進役として最も重要な組織となります。

(1) 目 的

市民と行政の協働のまちづくりを効果的かつ計画的に推進していくと同時に、市民活動の促進を図ります。

(2) 役 割

- 協働のまちづくりの施策・事業の推進に関すること。
- 市民と行政の協働のための基本指針に関すること。
- 協働行動計画の策定に関すること。
- 協働事業の成果の検証（評価）に関すること。
- 公募・提案事業及び市民ファンドの審査に関すること。
- その他協働のまちづくりの推進に関すること。

(3) 名 称

南アルプス市みんなでまちづくり推進会議（以下「みんなまち会議」という。）とします。

(4) 委員会構成（委員20名以内）

委員会は、市民活動団体関係者（NPO、をきれいにする会、保存会、etc）、関係団体の代表者（自治会、社協、etc）、学識経験者（大学、学校、etc）、事業関係者（商工会、農協、事業者、etc）、議会の代表者、公募（一般市民）で構成し合計20名以内が適切です。

(5) 委員の公募

平成21年3月に実施。

(6) 委員の任期

任期は2年とします。(再任は妨げない)

(7) 開始期

平成21年5月に再編設置。以後、必要に応じて開催します。

(8) 報 償

協働のまちづくりを推進する会議の委員は基本的に無報酬とします。但し、年間報償費(費用弁償等)を支払うことは差し支えありません。

(9) 「(仮称)協働事業審査・評価委員会」

公募・提案事業、市民ファンド等の選考審査及び事業評価については、「みんなまち会議」の下部組織である(仮称)協働事業審査・評価委員会(以下「審査・評価委員会」という。)を設置し対応していくことが望ましいと考えます。

尚、委員については、みんなまち会議委員の一部(6名程)で構成することが適当と考えられます。

市役所内に協働推進の組織を設置する

市民協働推進本部・推進検討部会・ワーキンググループ設置計画案

(1) 目的

いまや、行政がすべてを完結的に実施するよりも、市民・市民活動団体・事業者とお互いの持てる能力を出し合って課題解決にあたった方がより効果的であるとされています。行政は「自己完結型」から「相互協力完結型」に移行していくべき時に至っています。

まず、行政は自らの意識と組織をも変えて、改革を図っていく必要があります。その表れとして庁内推進体制の整備が求められます。

庁内推進体制の整備によって、市民と行政の協働のまちづくりが市役所内部に横断的に浸透し、同時に職員の協働に対する意識の醸成や改革に繋がっていく、最終的には本市の協働のまちづくりが、「みんなまち会議」と連動しながら着実に進んでいくこととなります。

(2) 内容

市民協働推進本部

市民と行政の協働のまちづくりを具体的に進めていくためには、市役所内に協働事業を理解し推進しやすい組織・体制を整備していく必要があります。協働のまちづくり基本方針では「協働のまちづくりを全庁的に推進するため、市役所内に協働推進会議(仮称)を設置します。」と述べられています。

このため市役所内に協働推進会議(仮称)を立ち上げ、名称を南アルプス市市民協働推進本部(以下「推進本部」という。)とします。構成については、設置要綱により市長が本部長となり部局長以上が本部員となります。

主な役割として、協働による施策・事業の推進 全庁的な推進体制の整備 協働行動計画の作成 公募・提案事業等の選考・決定等が挙げられます。

推進検討部会

又、特定事項を調査・検討していくため、「推進本部」の下に各部局の主幹課長等を構成員とする「推進検討部会」を置きます。その役割としては「推進本部」から依頼された事項等の調査・検討及び報告 協働を全庁的に推進するための検討・協議等があります。

ワーキンググループ

さらに、専門的に調査・研究していく場合には課長補佐以下を構成員として推進検討部会の下に「ワーキンググループ」を置くことができます。主な役割としては、推進検討部会から依頼された事項について調査・研究及び報告 推進検討部会への支援及び情報提供等があります。

(3) 開始期

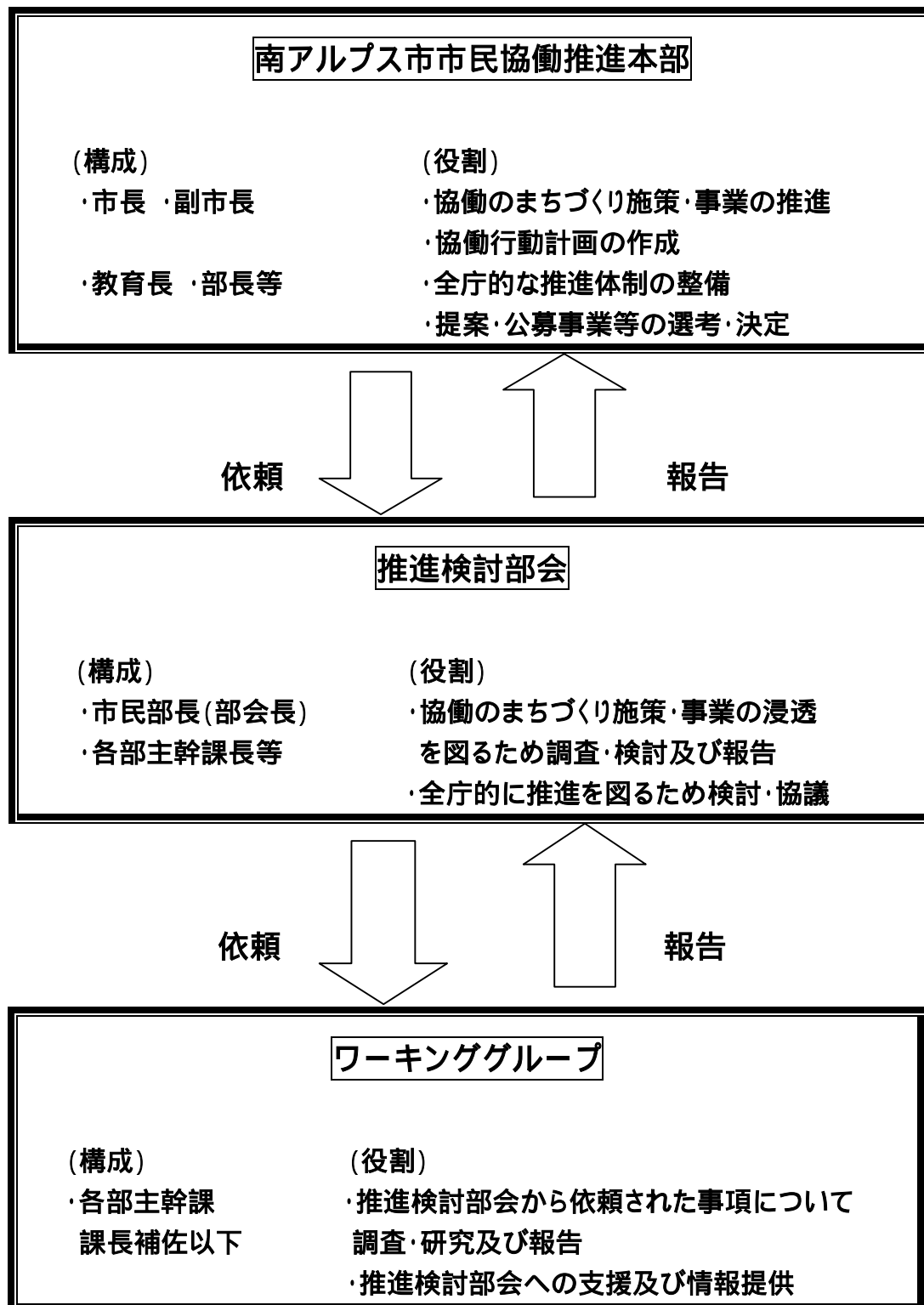
推進本部	平成20年12月設置
推進検討部会	平成20年12月設置
ワーキンググループ	平成20年12月設置

「推進本部」は、協働のまちづくりを推進していく上で欠かせない組織となります。

例えば、協働事業を全庁的に推進していく体制を整備していくとともに、市民からの提案事業や公募事業において「審査委員会(プレゼンテーション)」からの選考結果を受け、協働事業として採択するか否かを決定する等大切な役割を果たします。

(4) 組織図

庁内推進体制



協働推進のための拠点を整える

市民活動センターと各地区センターのネットワーク化計画案

(1) 目的

協働を発展させるためには、その実施主体を強化していく必要があります。市民活動団体等が役割を果たすために情報の提供、人材の育成、様々な相談等に対応できる拠点として「市民活動センター」が必要です。

南アルプス市では県内の他市に先駆けて「市民活動センター」を設置し、活動しています。しかし、現状では充分対応できているとは言えません。そこで、拡充を前提に「市民活動センター」の見直しと市内全域の対応をどうするのかも検討していくものです。

(2) 内容

検討内容は次の3点です。

市民活動センター（拠点施設）の検討

現在、市民活動の拠点となる施設は櫛形地区小笠原地内にある「市民活動センター」で次の機能を果たしています。

市民活動等の機会の場の提供
市民活動団体等に関する情報の提供、収集
各種研修会などの相談、計画、立案
市民活動等の調査、研究、啓発活動
その他目的達成に必要な事業

しかし、スペースも狭く部屋数も二つしかないため、市内全域の市民活動等の場としては機能的にも無理があると思われます。従って若草地区寺部地内にある『若草生涯学習センター』を新拠点とすることを考慮しています。【注】

新拠点を若草地区に置くことにより、市北部・西部からのアクセスは現施設より遠くなりますが、地区センターを設置することで解消できます。何より施設の機能・規模・駐車場問題は解決されます。

『若草生涯学習センター』は平成20年4月より指定管理者制度が導入され、地域ボランティア団体により管理されています。施設の運営管理については、「市民活動団体やNPO法人など民間に委託する方向で検討する。」と「協働のまちづくり基本方針」に示されているので、この施設が適当と考えます。

新市民活動センター想定施設

地区名	施設名	所在地
若草地区	若草生涯学習センター	寺部 7 2 5 - 1

地区センター設置の検討

今後、市内全域に市民活動を展開していくには地区センターの設置が求められます。地域の方々が利用しやすいように、地域の既存施設を利用することが望ましいことから各窓口サービスセンターが適当と考えます。窓口サービスセンターの空きスペースを利用し情報コーナーを設け、地域の方々や市民活動団体の交流が図れる情報提供の場にします。

地区センター予定施設

地区名	施設名	所在地
八田地区	南アルプス市役所八田窓口サービスセンター	野牛島 2 3 1 4 - 3
白根地区	" 白根窓口サービスセンター	飯野 2 8 0 6 - 1
芦安地区	" 芦安窓口サービスセンター	芦安芦倉 5 1 6
若草地区	若草生涯学習センター	寺部 7 2 5 - 1
櫛形地区	(現)市民活動センター	小笠原 5 7 2 - 9
甲西地区	南アルプス市役所甲西窓口サービスセンター	鮎沢 1 2 1 2

市民活動センターと地区センターのネットワーク化の方法

「情報コーナー」として掲示板・パンフレットボードのようなものを設置し、各地区センターと「市民活動センター」に告知用の掲示ができるような環境を整えます。

ホームページの充実、インターネットによる情報発信、例えば拠点施設から活動状況を地区センターに発信し、逆に各地区センターからも活動状況の報告を受けるなどの方策を講じます。

(3) 検討主体

「推進検討部会」で検討の上、「みんなまち会議」との協議を経て「推進本部」の決定とし実現していくものとします。

期日は、平成 22 年度から順次、実現していくものとします。

*【注】

現在、若草生涯学習センターは、社会教育法第24条並びに南アルプス市公民館条例で設置が定められている南アルプス市若草中央公民館としての機能も合わせ持っている。今後、この施設を市民活動センターの拠点とする場合は、地区民、公民館運営審議会、社会教育委員、教育委員会等と充分協議していく必要がある。

協働推進専門員の育成と配置

協働コーディネーター(協働推進専門員)の配置案

(1) 目的

協働のまちづくりに関する相談窓口として専門員を配置することにより、多くの人がまちづくりに参加する足がかりや協働の事業にチャレンジしやすい環境を作ります。

(2) 役割

協働事業(公募・提案事業等)や市民活動の指導・助言や支援をします。
他の組織の紹介など市民活動団体間の交流を手助けし、協働のまちづくりに関するさまざまな情報や専門的知識を提供します。

(3) 人選・メンバー構成 * と で合計20名程度

一般公募

市民活動団体(NPO法人・ボランティア団体・自治会等)による推薦
(市民活動センターに登録してある団体から地域性を考慮して推薦してもらう等)

(4) 育成

研修を実施する(年間 講義1回・実地研修1回の計2回)。それ以後は協働コーディネーターによる自主研修を期待します。

(5) 拠点

市民活動センター及び地区センターに所属し、活動拠点とします。

(6) 委嘱

市長名で委嘱状を交付します。名称は「協働コーディネーター」とします。

(7) 報酬

無報酬とします。(但し、費用弁償等は必要)

(8) 開始期

平成22年度予定

(9) 任期

2年(再任は妨げない)



(2)協働の考え方を広く知らせる

協働を知らせるための計画案（4項目）

目的

協働を進めていくためには、先ず、市民や職員に協働の考え方や内容等を知らせ理解していただく必要があります。しかも、多くの市民等に理解していただけるよう、あらゆる機会を利用して、出来るだけ分かりやすい言葉で伝えていくことが大切です。

市民・市民活動団体等

最近、市内では、協働を理解している市民活動団体やNPO法人が増えています。しかし、市民の中では、「協働」という言葉さえ知らない人達がまだまだ多いのが現状です。市民への普及にはある程度時間がかかりますが、あらゆる機会を活用して、基本方針、行動計画、活動状況、関連イベントなどについてお知らせし、「協働」を徐々に浸透させていくことが大切です。

市役所職員

先ず、これまで協働をテーマに職員研修会も数回実施してきましたが、多くの職員は「協働」を漠然と分かっているだけで、はっきりと理解していないのが実情です。今後、協働事業（公募・提案事業等）を進めていく上で、協働事業の理解と合わせて、具体的に協働事業を進めていく手法・実務の習得も必要です。

ハンドブックや広報誌等の作成と配布

(1)具体的内容

ハンドブックの作成と配布

ハンドブックについては、昨年度、全職員に配布してありますが、一般市民への配布となると、同じ内容では理解しにくいので新たに市民用のものを作成しなければなりません。「みんなまち会議」等の立ち上げ後に、ハンドブックの作成の是非・内容などを検討、協議のうえ、作成・配布を行なっていくことが良いと考えます。

市広報誌及び市民活動センター広報誌の活用

協働単独の広報及び情報誌を発行することは、もちろん有効であると考えますが、費用対効果を考えると、当分の間は市広報の紙面の一部を活用し広報担当部局と検討・協議の上、なるべく定期的に掲載していきます。

同様に、市民活動センター発行（年2～3回・全戸配布）の「まちづくり通信」への掲載も実施していきます。

チラシの全戸配布の実施

全世帯への単独配布について、その効果等には疑問も残りますが、協働イベント開催等のお知らせに、協働についての考え方を合わせて掲載したものを全戸へ配布することは、単独と比べ有効であると考えます。

但し、そのチラシの配布方法は、新聞折込み又は組長メール便を活用することとなると思われませんが、どの方法をとるかはその時点の状況によるものとします。

C A T V等の活用

C A T Vを視聴する市民は多く、「協働」を市民に理解してもらえる媒体のひとつであると考えられますので、C A T Vへの情報提供を積極的に行うとともに、時には市担当職員が出演し「協働とは」、「最新の話」などの説明、紹介を行うことは重要です。また、「わかりやすい協働（考え方）」などの映像資料を購入又は作成し、市民、企業、各団体へ貸出すことも良い方法です。

支援施設への展示コーナーの常設による普及

「市民活動センター」以外にも、各窓口センター（支所）などの公的施設内に気軽に各種団体や市民が集う活動の場、交流の場等（団体活動等の常設展示コーナーの設置）を設置し、協働の普及に役立つものとします。同様に、市民活動センターと地区センターのネットワーク化が検討されているので、地区の情報発信や活動の拠点となる地区センターが、設置（決定）された時点において協働に関する展示コーナーを設置することが必要です。

(2) 実施主体

担当課を中心にハンドブックや広報誌作成・配布などを行います。当然ながら「市民活動センター」は、拠点施設として情報収集・発信し、協力していくものです。

(3) 開始期

市民向けハンドブックなどの資料配布・・・平成22年1月(予定)

市民向け広報・・・市広報誌、市民活動センター「まちづくり通信」への
掲載 平成21年4月から順次

インターネットを利用した情報発信と双方向のやりとり

(1) 具体的内容

市ホームページ内のトップページに「協働」のサイトの創設

市民に対して、現状の協働に係わるあらゆることを掲示、紹介することは、情報化社会の現在、特に重要な普及方法のひとつであるので市ホームページ内に協働のサイトを創設します。合わせて意見・要望等も書き込みできるような双方向のやり取りも可能なものとし、今後、協働事業の公募・提案制度を導入する計画があるので事前にその機能を持たせておくことも必要です。

ホームページへのサイトの創設に関しては、市担当部局と相談し、トップページからリンクでき、出来るだけ目立つようなものとし、老若男女だれでもアクセスし易いものであれば市民も大いに活用すると思われれます。

現在は、市のホームページのトップページに「市民参加」の見出しを設け「協働推進」と「男女共同参画」、「パブリックコメント」の各カテゴリーページが設置されています。「協働推進」のページ内には「協働事業の提案募集のご案内」、「協働事業審査会について」、「協働のまちづくり基本方針・ガイドブック」などのコンテンツが掲載されています。今後は、市民活動センターによる「市民活動」のコンテンツとも連携を図りながら、協働推進のための情報発信の充実に努めます。

(2) 実施主体

実際のホームページの情報・発信のほか、管理は「みんなでまちづくり推進課」が「市民活動センター」と連携して担当するものとします。

(3) 開始期

平成21年度に一新された市ホームページの内容等を拡充していきます。

協働の普及のためイベントの開催

(1) 具体的内容

協働フェスタの開催による普及

協働フェスタについては、平成20年3月に第一回目が開催され、多数の団体、市民の参加があり、「又、行いたい」という声が数多くありました。

市担当部局及び市民活動センターの協力・支援のもと、協働の普及のために継続し毎年実施することが必要です。

ただし、事業実施にあたっては、「協働の名」を冠することが必要です。

既に、実行委員会も設置され、平成21年3月15日(日)に第2回目が開催されました。

フォーラム等の開催及び「協働の日」等の制定による普及

協働の考え方を広く知らせる方策として、上記「フェスタ」以外に、年1回、「協働フォーラム」又は「協働講演会」などの実施も効果的であると思われれます。

合わせて「南アルプス市協働の日(週間・月間)」を制定又は定め、その日等に「協働フォーラム」などを開催するとともに重点的に協働の普及推進を図ることも必要です。

各種イベントへの参加等による普及

市内では年間を通して各地区において、「甲州凧上げまつり」・「アヤマフェア」・「サマーフェスティバル in わかくさ」・「心あったかまつり」・「かきまつり・まいもん朝市」・「紅葉まつり」をはじめとするコミュニティーイベントや各種団体が主催するイベントなどが開催されています。

イベント等の内容によっては、その会場の一部を借用し協働の啓発、普及活動を図ることも考えられます。また、このようなイベントのタイトルに協働のネーミングを入れることによって、協同(共同)から協働に変わっていくことも期待されます。

「協働出前講座」などによる普及

協働の考え方などを市民が知ってもらえるよう、先ず、市民の代表者でもある「市議会議員」、地区の代表者である「区長」を対象に協働の理解のため研修会、勉強会などを実施します。

その後、各地区で市民を対象にした研修会等を開催し、担当職員及び協働

コーディネーターが講師として出向き、徐々に協働の考え方を浸透させることも良い方法です。

(2) 実施主体

担当課の企画・調整などにより実務面は分担実施していくこととなります。

「協働フェスタ」の開催	官民一体の実行委員会方式
「協働フォーラム」の開催	官民一体方式
各種イベントの開催	市民活動団体を中心に行政との協働方式
「協働出前講座」の実施	行政の担当者を中心に協働専門員と協力方式

(3) 開始期

既に実施済のものがありますが、基本的には平成22年度から実施予定。

市職員向けの研修会の開催

(1) 目的

職員に協働の考え方を普及し執務の中で「協働」を実践できる能力を養うことを目的とします。

そのために、全職員を対象に研修会を開催し、職員相互間で「協働」に対する意味、意識のブレが生じないようにします。

(2) 対象

南アルプス市職員全員（管理職を含む）

(3) 時期

平成21年度末までに実施します。以後、当分の間毎年実施

(4) 方法（経費）

担当課の職員が講師（説明者）となって研修を行います。（本年度については予算計上ができないため、予算をかけない方法で実施します。そのため外部講師ではなく担当課職員が説明することで経費もかからず、かつ市の実情に沿った話が出来ます。）

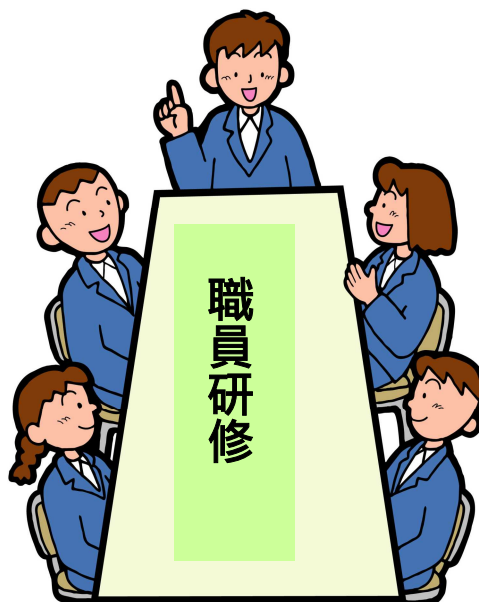
- ・研修は、一週間位の期間に午前中・午後・夕方と時間を変える事で全員の職員が受講する事が可能です。
- ・来年度以降も研修は開催していくことが必要と考えられますが、手法・対象者・回数等については、施策推進の段階を見ながら計画的・長期的に推進していく必要があります。
- ・今後は、協働マニュアル（手引書）等を市が独自に作成し、職員に配布したり、職員研修時等に活用していく必要があります。

（５）内容

協働の目的、考え方、内容、具体的に進めていく方法等を理解し、職員が協働を実践していく力を身に付けるための研修とします。

（６）資料作成

「協働とは何か」を平易な言葉で事例等を用いて説明し、「当市が検討している協働」を資料として作成します。



(3) 市民活動をより活発にする施策

市民活動活性化計画案

市民活動団体を支援する組織の立ち上げ

(1) 目的

南アルプス市においては、市民活動団体を支援する中間支援組織として、「南アルプス市市民活動センター」があります。

この「市民活動センター」は、市民による自主的な社会貢献活動を支援し、市民、事業者、行政が協働によるまちづくりを推進する拠点施設です。

近年はNPOなど数多くの市民活動団体が生まれ活動を開始しています。

しかし、市民活動団体の多くは、ノウハウ、人材、資金面などで壁にぶち当たっています。このような団体を側面から支援していくのが「中間支援組織」と呼ばれるものです。

この中間支援組織とは、多くの各種団体（NPO 法人・公営民営組織）が地域活動の情報交換や研修会、また人材育成など協働に対する意識の向上と他団体とのネットワークづくりの推進などを目的とした組織です

中間支援組織に属する団体は、しっかりとした運営方法（組織規約等）を備え、提供できるノウハウを持っている団体です。これらの団体が市民活動の活性化に向け大きな役割を果たすものと期待されています。

(2) 具体的内容

「中間支援組織」には公設公営（行政が設置し行政側のスタッフが対応）、公設民営（設置は行政でもスタッフは民間）、民設民営（民間がつくり自ら運営）の形態があります。南アルプス市の場合は公設民営が相応しいと考えます。

市内においては、NPO、青年会議所、育成会や自治会などさまざまな団体に情報発信できる体制が必要であり、組織として身近な関係から相談できる状態が望ましく、行政主導の事務局体制より自主団体からの視点から業務できる体制が望ましいと考えます。事務局体制は各種団体より選出してもらい非常勤的な位置付けで行います。

事務職員体制

（現段階）

* 行政職員 3 名

* NPO 法人等団体側 1 名～ 2 名（非常勤勤務）
（第 2 段階）

* 登録 NPO 法人の代表による新たな法人を立ち上げ、指定管理者とし市民活動センターを運営し事務局として活動する。

（ 3 ） 設置場所

事務局は現在の「市民活動センター」に設置（小笠原 5 7 2 - 9）

活動センターは一箇所ですが、登録団体件数が多くなれば地域別に分け、身近な窓口として設置することも必要です。

（ 4 ） 開始期

平成 2 3 年度予定

市民活動団体のネットワーク化

（ 1 ） 目的

南アルプス市内の NPO 法人やボランティア団体などが相互に連携を取れるようなネットワーク（例えば 協議会）を立ち上げ、情報を共有化することにより、それぞれの団体がその情報を活かし活動を発展させることができます。また、同じ目的や課題を持つ団体がそれぞれ個々で活動するよりも情報交換をし、連携を図ることによって、大きな成果をあげることが期待できます。

（ 2 ） 名称

「南アルプス市市民活動ネットワーク協議会」とします。

（ 3 ） 組織

構成団体は、南アルプス市内の NPO 法人やボランティア団体等。

役員については代表幹事制とし、代表幹事 1 ～ 2 名、幹事 1 0 名程度とします。

運営費用は会費制とします。

（ 4 ） 具体的な内容

情報発信

各団体の活動やイベント等の情報をホームページ、情報ペーパーなどで周

知を図ることで活動やその目的などを知ってもらい、イベント参加者や会員数の増加を図り、活動の活性化につなげます。そのためにも、積極的な情報収集とインターネットによる情報発信の環境と体制の整備が必要です。

なお、市民活動団体ネットワークを「市民活動センター」ホームページに掲載予定です。

情報共有による相互のネットワーク強化

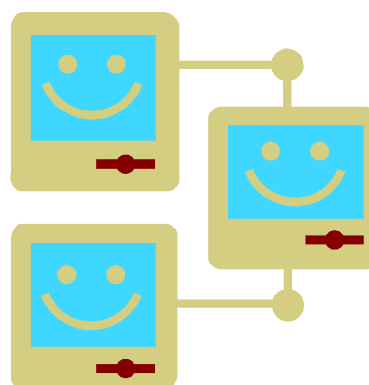
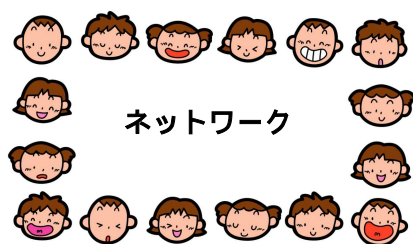
各団体の活動において、団体間の交流や連携事業の開催など、活動のさらなる発展につなげていきます。

交流会や学習会、イベント等の開催

それぞれの団体で抱えている課題などを解決できるよう学習会・研修会を開催したり、市内において住民活動をさらに拡大していくためイベント等(協働フェスタ)を官民一体で開催します。

(5) 実施期日

平成22年3月までに立ち上げ



さまざまな市民の交流と参加機会の増加

(1) 目的

本市は、海外姉妹都市との交流を基調とした国際交流を合併前から行ってきており、市民の国際的視野の拡大、国際化に対応できる人材の育成を目的とした事業を行っています。

近年、就労を目的とした外国籍住民の定住化が進み「ことばの壁」による、さまざまな問題が生じてきています。本市の外国人比率は約1.7%で全国平均を上回り、外国人登録の約6割が南米からの日系人、次いで中国、フィリピン、タイなどアジア系が続きます。

国際交流事業を通し、多くの市民がその活動に参加することで、グローバルな視野の拡大につながります。国際交流は、海のはるか向こうにある国々との交流を図るだけでなく、市内に暮らす外国籍住民との交流は、「まちづくり」の重要な要素になるに違いありません。「内なる国際化」が進む今、地域に暮らす外国籍住民を巻き込んだ、住民活動が増えていくことになり、多文化共生社会の構築に大きな役割を果たしていくものと期待できます。

(2) 実施主体

行政と担当課と民間団体（例えば 南アルプス市国際交流協会）

(3) 具体的内容

外国籍住民への情報の周知活動

市の外国籍住民向け情報誌 [Olá! Minami Alps] の紙面を活用し、情報を発信し、水曜日本庁窓口通訳サービスのいる時に手渡しでの配布や公共施設や郵便局などに情報誌を置いてもらうなどの方法が適当です。

市内外国籍スーパー（市内2ヶ所ほどある）などへ協力をお願いし、情報発信の場として活用し、そこから情報発信を行うことで、同国出身者への口コミで広がる情報網は行政が発信するものより効果が大きいと考えます。

情報発信をする上で大きな問題が「ことば」の問題です。日本語教室に来る外国籍の方の中で、ある程度日本語能力のある人を巻き込んで、通訳・翻訳などで協力をして頂いたり、情報誌の翻訳やイベント時の通訳などで、外国籍の住民にスタッフとして活動に協力して頂くことを期待しています。

イベントなどの開催

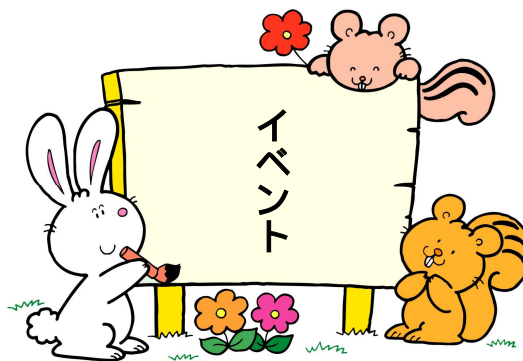
本市国際交流協会主催のにはんごサロン（年3期、1期10回程度、毎週土曜日午前10時～正午）

本市国際交流協会の主催する「日本語サロン」の場を活用し、地域に暮らす外国人と日本人の接点の場をつくり、コミュニケーションをとり相互理解を図ります。

外国人が生活に必要な日本語を学ぶことはもちろん、情報交換をしたり、異文化を紹介するイベントなどをしたり、日本人も外国人も参加できる内容を取り込むことが必要です。日本語を教える立場の人は、資格や経験を持つ人だけに限らず、幅広い年齢層の様々な経験を持った人が教えることで、多くの日本人が参加できることとなります。一方的に教える場としてではなく、相互に知り合い、情報交換できるなどを目的とした場の設定が必要です。

外国の文化をさまざまな催しで紹介するイベント。例) ブラジルデイ
四半期で1～2回開催し、ブラジルの食文化や生活文化などを紹介するイベントを開催しています。市内には、ブラジルやペルーの食品を売る店があり、食材調達や人材確保も可能です。

- ・ ブラジル料理の試食販売やブラジル伝統芸能カポエイラなどの演技、ダンスや一日ポルトガル語講座などを行いながら、異文化に理解を深めるとともに情報交換・発信の場とします。



経済的支援のための市民ファンドの検討

(1) 目的及び方法

活動資金の確保は、多くの市民活動団体が直面している課題です。特に市民活動団体やNPO法人は担保となる資金を持たない場合が多く、事業を行う際に融資を受けることが難しい状況にあります。

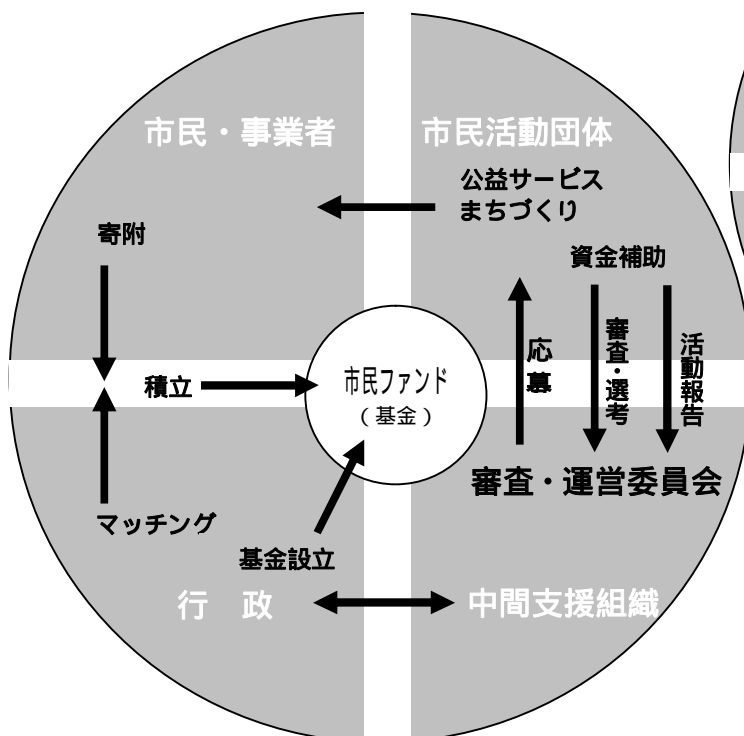
この事業は、市民ファンドを活用して公益を目的とした非営利活動で自主性のある市民活動や団体の自立を支援するために補助金（助成金）を交付するものです。

市民ファンドには次の方法があります。

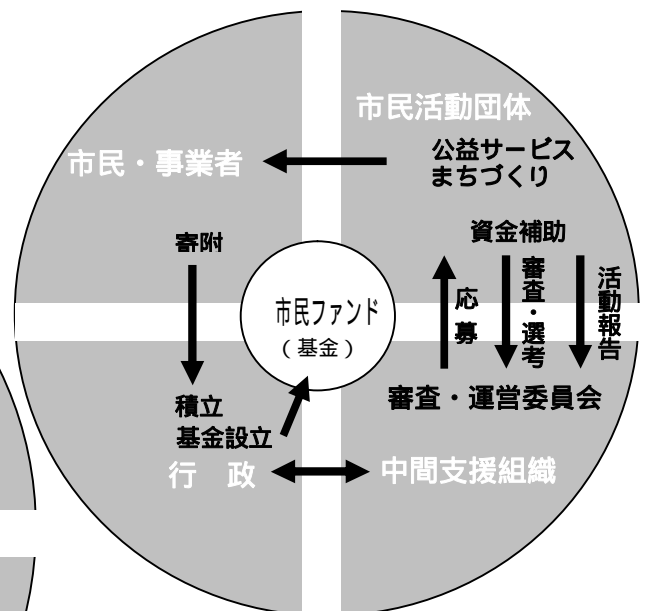
おおぜいの市民や団体・企業からの寄附を原資とし、自主的、主体的な活動・事業を行っている団体に助成する方式

市民や事業者からの寄附を基金に積み立てるとともに、市がその寄附に応じた額を拠出するマッチングギフト方式を取り入れることによって、市民・事業者・市民活動団体の3者が協力しあった基金を設立し、補助金（助成金）を交付する方式（ のイメージ図は八戸市市民活動促進指針「市民ファンド」を参照）

市民ファンドのイメージ



市民ファンドのイメージ



マッチングギフト方式とは
行政が寄附や労力・資材などの提供に見合った額を資金提供する仕組み
寄附金と同額の市費を上乗せして積み立てて運用する方式

(2) 対象となる団体

次の3つの要件全てに該当する団体であることが必要です。

非営利で公益的な活動を市内で行っているまたは、はじめようとする市民活動団体。(南アルプス市市民活動センターに登録していること)

規約・会則等を持ち自主的で継続的な活動のできる団体

10名以上で構成されている団体

(3) 対象となる事業・企画(金額)

スタートアップ事業(はじめの一步事業) 補助(助成)金額 _____ 円

公益を目的とした非営利活動を始めようとする団体を対象に、その事業を行うことが団体の自立を促進するのに効果的であると思われる事業

ステップアップ事業 補助(助成)金額 _____ 円

公益を目的とした非営利活動をしている団体のうち活動期間が1年以上の団体を対象に、その事業を行うことが団体の資質向上に効果的で、市民にとっても、きわめて効果的であると思われる事業

国や地方公共団体等、公の他の制度による補助金等を受ける場合は、この補助金の対象とはなりません。

(4) 補助(助成)の対象となる経費

事業に要した経費のうち補助金の対象となる経費は、次のとおりです。

費目	経費の種類
報償費	講師・専門家等への謝礼、調査・研究等にかかる報告書等
旅費	交通費 宿泊費等 旅費・宿泊費は基準を設ける
需用費	資材・書籍等の購入費、チラシ・ポスター等の印刷費、材料費、消耗品
役務費	翻訳・原稿料、通信運搬にかかる経費、一般参加者に対する保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・物品・機具等のレンタル・リース料等
その他の必要経費	

(5) 補助(助成)の対象とならない経費

次のものは補助金の対象とならない経費ですので事業予算書に計上しないでください。

団体の運営に関する事務費などの経常的な経費

団体内会員に対する報償費

1品で税込単価1万円以上の物品の購入にかかる経費（備品費）
 （但し、事業に不可欠とされるものについては審査会において協議します。
 必ず見積書を添付のこと。）

原則として、団体内会員で行われる視察研修旅行にかかる経費
 食糧費（食事・茶菓代等）
 事業報告書作成・成果発表に係る経費
 付加価値的なもの（ユニフォーム代、衣装代や小道具代等）
 市内旅費

（6）申請書提出後の流れ

提出された申請書を審査・評価委員会において審査します。（提出された事業予算についても審査を行います。）

（7）スケジュール（マッチングギフト方式の場合）

日程	市民・事業者	市民活動団体	事務局（行政）	中間支援組織	みんなでまちづくり推進会議 （審査・評価委員会）	推進本部
平成 22年 10月	寄附募集（随時）	予算措置 マッチング（市費を上乗せして積み立てる） 基金設立				
	事業説明会・公募					
	公開プレゼンテーション プレゼン プレゼン出席 プレゼン主					
	事業の審査・選考・調整					事業決定
	選定結果の公表・提案者への通知					

次年度		事業実施				
	事業報告					
	公開報告会					
			公開(HP・広報)		評価	評価結果報告

(8) 運営主体

担当課が事務局を総括します。但し、募集活動、事業説明会、審査会などの実行段階は「市民活動センター」の協力を得ていきます。

(9) 開始期

平成22年10月頃予定



(4) 協働事業を行いやしくする仕組み

協働事業の公募制度・提案制度の導入

(1) 目的

協働とは、近年使われるようになってきた言葉で、対等で平等な関係のもとに共通の目的の実現を目指して、協力し、ともに働くことを言います。

特に市民と行政との関係において、行政だけでは解決できない課題や、市民だけでは解決できない課題に対してお互いに協力し補い合って解決へ向かっていく取り組みを指します。

南アルプス市は、平成19年10月に「協働のまちづくり基本方針」をまとめ、市民と行政がこれから取り組むべきことがらについて明らかにしました。

協働事業公募制度及び提案制度は、市民、市民活動団体及び事業者と市が、お互いの提案に基づき、地域の課題の解決を図ろうとする事業です。

(2) 内容

公募制度

市が実施している全ての事務事業を対象として、市民、市民活動団体及び事業者が事業への参画や受託ができるものについて、市が提案して公募により協働する団体を選定します。

提案制度

市民、市民活動団体及び事業者が持っている地域課題解決に向けた思いや、アイデアやネットワークを活かして、市民、市民活動団体及び事業者から協働事業の提案を受ける制度です。豊かな発想を活かして特にテーマを設けず、市民発の協働事業提案を募集し、事業化するものと、テーマを決めて事業を募集し、審査のうえ、委託や補助など事業内容に適した方法で事業を実施します。

(3) 対象となる事業

社会的な課題や身近な地域課題を解決するために、市民、市民活動団体及び事業者と市が協働して行う新たな事業で、以下の要件を全て満たす事業が対象です。

南アルプスプラン2005基本政策「情報と連携の都市づくり」の政策「地域ネットワークの充実」及び「市民参加システムの構築」の方向性に沿ったもの

南アルプス市協働のまちづくり基本方針に基づいて行う事業
 公益的・社会貢献的な事業であって、市民・市民活動団体等と市が協働して取り組むことによって地域の社会的課題の解決が図られるもの
 地域の社会的課題や市民ニーズを的確に捉えた事業
 市民満足度が高まり、具体的な効果・成果が期待できる事業
 役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果が高まる事業
 提案団体の特性を發揮し、先駆的で新たな視点からの取り組みである事業
 予算(事業費)の見積りが適正である事業

(4) 対象とならない事業

営利を目的とした事業
 特定の個人又は提案団体のみが利益を受ける事業
 学術的な研究事業
 交流事業等の親睦を深めることを目的とする事業
 施設等の建設や整備を目的とする事業
 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体から当該事業に対する助成等を受けている事業
 政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
 公序良俗に反する事業

(5) 提案者の要件

市内に事務所及び活動場所を有する市民活動団体及び事業者、または市内に在住、通勤、通学している個人で、市民協働に関心があり参加できる方なら、どなたでも応募できます。

(6) 事業のあらまし

項目	【公募制度】	【提案制度】	
事業の範囲	市が実施している全ての事務事業	市が実施している全ての事務事業	
区分	市が提案し協働相手を公募	市民や市民活動団体が提案	
		テーマが決まっている	テーマが決まっていない
応募受付期間	6月～8月	4月～8月	
協働事業の決定	10月	10月	
予算措置	当初予算	当初予算	
事業の実施	翌年度	翌年度	
事業提案の検討	1回/年	1回/年	

(7-1) スケジュール【公募制度】

日程	応募者	担当課	事務局	みんなでまちづくり推進会議(審査・評価委員会)	推進本部
6月 ~ 8月			協働事業調査		
		内部検討・公募事業の企画			
	公募(HP・広報等)				
	協議・調整 1				
9月	審査会(公開プレゼンテーション)				
	プレゼン	プレゼン出席	主催		
			公募事業の審査・選考		
10月				推進本部(市長)へ報告	
					事業者決定
	選定結果の公表・提案者への通知				
11月		予算措置			
12月					
1月					
2月					
3月	協定書の締結		公開(HP・広報)		
次年度	事業実施 2				
	事業報告				
	公開報告会				
				評価	評価結果報告
			公開(HP・広報)		

(7-2) スケジュール【提案制度】

日程	提案者	担当課	事務局	みんなでまちづくり推進会議(審査・評価委員会)	推進本部
4月			公募(HP・広報)		
~	提案・相談				
9月		協議・調整 1			
10月	審査会(公開プレゼンテーション)				
	プレゼン		プレゼン出席		主催
			提案事業の審査・選考		
11月				推進本部(市長)へ報告	決定
	選定結果の公表・提案者への通知				
		予算措置			
3月			公開(HP・広報)		
	協定書の締結				
次年度	事業実施 2				
	事業報告				
	公開報告会				
				評価	
			公開(HP・広報)		評価結果報告

- 1 審査会(公開プレゼンテーション)の前に、提案者等と担当課が協働の目的、内容、方法、形態、役割分担について事前協議をします。このとき、事務局(協働コーディネーター等)はコーディネーターとして参加します。
- 2 必要に応じて事務局(協働コーディネーター等)は事業を進めていくうえで必要なコーディネート及びサポートを行う

(8) 事業選考

「対話」を大切にします

対話を通して、協働の主体がそれぞれの特性や違いを確認し、認め合います。

「公開」を尊重します

提案などのプレゼンテーション、事業提案の選考、検討などの公開性を尊重します。これにより、参加性を高めるとともに透明性を確保し、また説明責任の発揮を図ります。一般市民の参加を促し、参加した市民に加点する機会を設けます。

多くの関係者を巻き込みます

提案者、関連する団体や事業者、行政の担当課など、できる限り多くの関係者が関わることにより協働の可能性をさらに高めます。

提案等を支援します

「みんなまち会議」、市役所協働担当及び市民活動センター（協働コーディネーター等）の職員が提案等を後押しします。

協働しやすい仕組みをつくります

連携の領域の中でお互いが対等に係わり合う共催や協働事業の分野をいかに開拓するかが重要です。財政コストの削減効果のみを期待するのではなく、市民や市民活動団体等がやりたいものを検討する仕組みが重要であり、仕組みづくりが求められています。

(9) 提案等の受付及び提出書類

	【公募制度】	【提案制度】
1	協働事業提案書	協働事業提案書
2	協働事業収支予算書	協働事業収支予算書
3	提案者の活動概要書	提案者の活動概要書
4	提案事業自己評価書	提案事業自己評価書
5	その他関係資料(見積書、団体の活動がわかる資料等)	その他関係資料(見積書、団体の活動がわかる資料等)

(10) 検討及び実施主体

この事業は、事務局が原案を作成し、「みんなまち会議」、「推進検討部会」で

検討し、「推進本部」の決定を必要とします。

この決定後に実施していきますが、関係機関、組織の連携が強く求められます。

事業の募集活動（相談も含む）

「みんなまち会議」、「南アルプス市市民活動ネットワーク協議会」、「市民活動センター」、「協働コーディネーター」と事務局などで総合的に対応していきます。

事業の審査

「みんなまち会議」の下部組織（仮称：協働事業審査・評価委員会）で行う。

- 【例】
- ・ 市民提案・公募事業
 - ・ 提案事業等の事前協議 事務局
 - ・ 選考審査 「審査・評価委員会」
 - ・ 決定 「推進本部(市長)」

(11) 開始期

平成21年6月から実施



条例制定に向けて

南アルプス市「協働のまちづくり基本方針」では、第3段階において市民活動推進条例（仮称）制度の研究が必要であると述べられています。

本市においては、協働のまちづくりを実施していく上で、先ず、基本方針と行動計画をつくり、それに基づいて順次、協働の施策等を展開していく手法をとっています。しかし、今後、協働のまちづくりを一層発展・充実させていくためには、市としての協働のまちづくりの基本的な理念や姿勢を明確に定めた条例を制定していくことが望まれます。

そのため、なるべく早い時期に協働のまちづくり推進条例の制定に向けての研究を、「みんなまち会議」を中心に進めていく必要があります。

終わりに

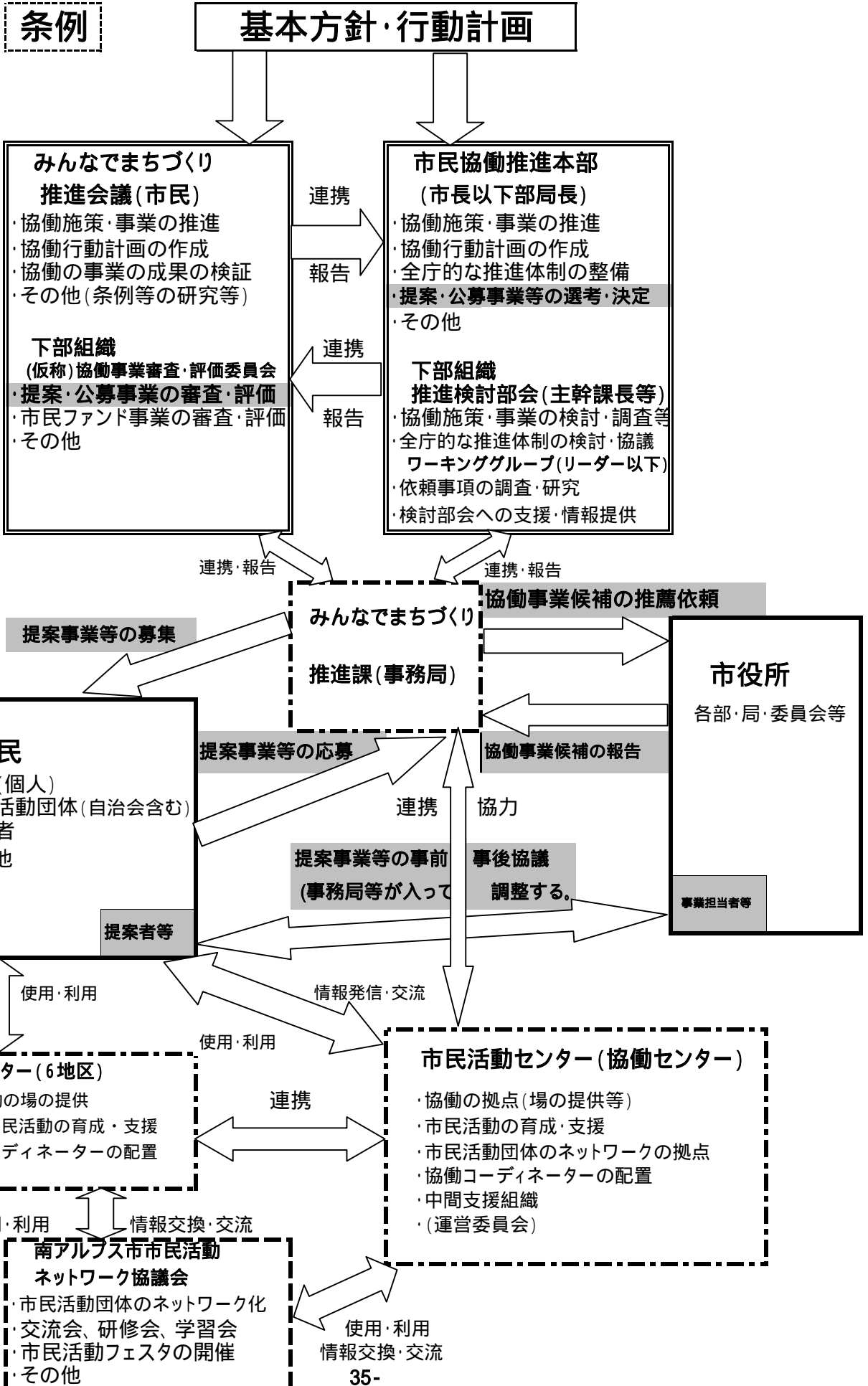
「アルプスプラン2005（第1次南アルプス市総合計画2005～2014）」においては、総論、基本構想及び基本計画の全ての編で市民と行政の協働の必要性が述べられています。特に、「第3編基本計画 1情報と連携の都市づくり 3市民参加システムの構築」の中で「本市の新しいまちづくりを進めるためには、市民の多様なニーズを的確に把握しながら、地域の実情に合わせた施策・事業を行政と市民の協働により決定し、実施していくことが重要です。」と述べられ、主な事業の中で市民との協働の推進が示されています。

協働のまちづくり基本方針に沿って作られたみんなでまちづくり（協働）行動計画の施策を、今後一つ一つ実行していくことにより市民と行政との信頼が深まり市民と行政の協働のまちづくりが確実に浸透していきます。

そして、南アルプス市は市民自らがまちづくりを担う市民自治のまちへと生まれ変わっていき、さらに市民満足度の高い住みよいまちへと着実に歩いていくことが期待されます。



フローチャート



協働推進体制・施策等のタイムスケジュールの概要 (既に基本方針により実施済みのものがあります。)

年 月 項 目	平成20年度(2008)		平成21年度(2009)		平成22年度(2010)		平成23年度	
	H20.11	~ H21.1月	~ H21.4月	~ H22.3月	H22.4月	~ H23.3月	H23.4月	~
基本方針	H19.10月策定							
行動計画	H20.11月 素案作成		H22.1月 行動計画 策定					
みんなでまちづくり推進会議	H18.6月設置 3月メンバー再公募		新メンバーでスタート(5月) 以後随時開催					
市民協働推進本部	設置(12月)以後 随時開催							
提案制度			募集 スタート募集期間(6月~8月)					
公募制度			募集 スタート 募集期間(6月~8月)					
市民ファンド					寄付スタート H22.10月頃			
職員研修	H20.1月第1回目を開催し、以後毎年 開催							
ハンドブック配布	H20.1月 職員に配布		市民向けに配布 H22年1月~					
中間支援組織					H22年度から検討		指定管理開始予定	
協働コーディネーター					H22年度~			
推進条例					H22年度から条例策定検討 条例制定			
南アルプス市市民活動ネットワーク協議会			H22.3月設置					
イベント等開催	H20.3月第1回市民活動フェスタ開催		以後、毎年開催		フォーラム等も 開催予定			

參考資料

南アルプス市みんなでまちづくり推進会議設置要綱

(平成 18 月 6 月 1 9 日)

(告示第 1 2 6 号)

(設置)

第 1 条 市民と行政の協働のまちづくりを効果的かつ計画的に進めるため南アルプス市みんなでまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 協働のまちづくりの施策及び事業の推進に関する事。
- (2) 市民と行政の協働のための基本指針に関する事。
- (3) 協働行動計画の策定に関する事。
- (4) 協働事業の成果の検証(評価)に関する事。
- (5) 公募・提案事業及び市民ファンドの審査に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協働のまちづくりの推進に関する事。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 2 0 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民活動団体関係者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 事業関係者
- (5) 議会の代表者
- (6) 公募により選出された市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集し、その議長となる。

2 会長は、会議の運営上必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

3 会議は、原則として公開とする。ただし、会議の決定により非公開とすることができる。

(協働事業審査・評価委員会)

第7条 推進会議に、公募・提案事業、市民ファンド等の審査及び評価を行うため、協働事業審査・評価委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。

2 委員会の構成員は、推進会議の委員から若干人を充てる。

3 委員会の委員長は、推進会議の会長が務める。

4 委員長は、審査及び評価の結果を推進会議、南アルプス市市民協働推進本部等に報告する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、市民部みんなでまちづくり推進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 委員の公募のための手続きその他この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行日前においても行うことができる。

附 則(平成21年3月26日告示第41号)

この告示は、公布の日から施行する。

南アルプス市みんなでまちづくり推進会議 委員名簿

平成21年5月28日現在

区 分	人数	所 属	氏 名	備 考
市民活動団体 関係者 (NPO、きれいに する会、保存会 等)	3	櫛形環境とリサイクルの会	駒井 春美	
		南アルプス市災害防災地区連絡会	田邊 金道	
		飯野女性防火クラブ	中澤 清子	
関係団体の代表者 (自治会、社協等)	2	南アルプス市区長会連合会	三枝 幹男	副会長
		南アルプス市社会福祉協議会	斉藤 節子	
学識経験者 (大学、学校等)	2	元山梨県立大学教授	市原 実	会長
		南アルプス市教育委員会(校長会)	津久井豊徳	
事業関係者 (商工会、農協 事業者等)	3	南アルプス市商工会	保坂 一也	
		巨摩野農業協同組合	原 一美	
		林屋新聞店	渡邊 正志	
議会代表者	1	南アルプス市議会(厚生常任委員会)	清水 実	
公募により選出さ れた委員	4	土木設計技師	中込 秀樹	
		会社役員	市川三千雄	
		会社員	竹原 征邦	
		印刷業	芦沢 茂夫	
委員合計	15			

南アルプス市市民協働推進本部設置要綱

(平成20年12月9日)

(訓令第10号)

(設置)

第1条 市民と行政との協働のまちづくりを推進するため、南アルプス市市民協働推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協働による施策及び事業の推進に関すること。
- (2) 協働行動計画の作成に関すること。
- (3) 全庁的な推進体制の整備に関すること。
- (4) 公募・提案事業等の選考及び決定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本部が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。ただし、本部長が必要と認めるときは、構成員を追加することができる。

- (1) 本部長 市長
- (2) 副本部長 副市長及び教育長
- (3) 本部員 南アルプス市行政組織条例(平成15年南アルプス市条例第8号)第1条に規定する部の長、会計管理者、教育部長、消防長、企業局長及び議会事務局長

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部の事務を総理し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が定める順位に従いその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係課長その他の職員を本部の会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 3 副本部長及び本部員は、本部の会議に付すべき事案のうち、急を要するものがあるときは、本部長に本部の会議の開催を要求することができる。

(推進検討部会)

第6条 本部長は、特定の事項を調査及び検討するため、必要があるときは、推進検討部会(以下「検討部会」という。)を置くことができる。

- 2 検討部会の構成員は、部等の主務課長をもって充てる。

- 3 検討部会に部会長を置き、市民部長をもって充てる。
 - 4 部会長は、検討部会の事務を掌理し、検討部会において調査及び検討した結果を本部長に報告する。
 - 5 検討部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し開催する。
(ワーキンググループ)
- 第7条 部会長は、特定の事項を専門的に調査研究するため、検討部会にワーキンググループを置くことができる。
- 2 ワーキンググループの構成員は、職員のうちから部会長が指名する。
 - 3 ワーキンググループの会議は、必要に応じて部会長が招集し開催する。
(庶務)
- 第8条 本部の庶務は、市民部みんなでまちづくり推進課において処理する。
(その他)
- 第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年12月9日から施行する。

南アルプス市市民協働推進本部 名簿

平成21年4月23日現在

NO	役職名	職 名	氏 名	備 考
1	本部長	市長	今沢 忠文	
2	副本部長	副市長	野中 陽	
3	副本部長	教育長	野田 正俊	
4	本部員	総合政策部長	名取 武	
5	本部員	総務部長	小池 康郎	
6	本部員	市民部長	村松 博文	
7	本部員	保健福祉部長	石川 幸夫	
8	本部員	農林商工部長	秋山 太子	
9	本部員	建設部長	小池 厚	
10	本部員	会計管理者	清水 仁	
11	本部員	議会事務局長	保坂 昌志	
12	本部員	教育委員会事務局部長	金丸 敏宣	
13	本部員	企業局長	清水 優士	
14	本部員	消防長	加藤東洋雄	

南アルプス市市民協働推進本部推進検討部会 名簿

平成21年4月27日現在

NO	役職名	職 名	氏 名	備 考
1	部会長	市民部長	村松 博文	
2	部会員	政策推進課長	中澤 君雄	
3	部会員	総務課長	嶋田 政彦	
4	部会員	福祉課長	齊藤 昇	
5	部会員	農林振興課長	米山 俊彦	
6	部会員	道路整備課長	内田 和博	
7	部会員	教育総務課長	樋口 敏明	
8	部会員	企業局総務課長	保坂 邦博	
9	部会員	消防本部管理課長	大森 修	
10	部会員	みんなだまちづくり推進課長	有野 一成	

南アルプス市庁内協働検討会議規程

(設置)

第1条 南アルプス市協働のまちづくり基本方針に基づき、市民と行政の協働を推進する体制を整備し、合わせて協働を全庁的に進めるため市役所内に南アルプス市庁内協働検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 協働のまちづくり推進計画の作成に関する事。
- (2) 庁内推進体制に関する事。
- (3) 職員研修に関する事。
- (4) その他協働のまちづくりに関する事。

(組織)

第3条 検討会議は、別表に掲げるものをもって組織する。

- 2 検討会議に会長を置き、市民部長を充てる。
- 3 検討会議にアドバイザーを置くことができる。

(会議)

第4条 検討会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

第5条 会議の下に第2条に掲げることを専門的・具体的に調査研究するためワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの会議は、必要に応じ議長が召集し開催する。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、市民部市民生活課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月16日から施行する。

南アルプス市庁内協働検討会議委員等名簿

(行動計画ワーキンググループ) 平成20年6月16日現在

部局等名	課名	職務名	氏名
総務部	税務課	総括課長補佐	大堀 榮子
	人事課	副主査	荻野 博幸
企画部	広聴広報課	主幹課長補佐	滝沢 美保
	企画課	主査	竹内みちる
市民部	戸籍市民課	主幹	依田 明子
	環境課	副主査	青木 健文
保健福祉部	健康増進課	主幹	小林 徳男
	介護福祉課	主査	荻野 尚子
農林商工部	みどり自然課	主幹課長補佐	杉山 啓子
	農業振興課	主査	堤 恵央
建設部	道路整備課	総括課長補佐	小松 寛
	下水道課	主査	斎藤 順子
支所	白根支所	主幹	森本 浩人
	若草支所	主任	河西 陽子
会計課	会計課	主査	輿石 敬子
消防本部	管理課	主任	長沢 博文
企業局	経理課	主幹	米山 光広
	配水課	副主査	飯野 裕之
教育委員会	社会体育課	主幹	石川 利夫
	教育総務課	副主査	小林智奈美
議会事務局	議会事務局	副主幹	小池 肇
アドバイザー	山梨県立大学	教授	市原 実
会長	市民部	部長	中畠 義仁
事務局	市民生活課	課長	有野 一成
事務局	市民生活課	総括課長補佐	広瀬みゆき
事務局	市民生活課	主幹課長補佐	土屋千恵美
事務局	市民活動センター	主幹	長澤 廣秋
事務局	市民生活課	主査	浅川 隆二



南アルプス市

MINAMI-ALPS CITY